

第9章 下水道の利用等に伴う住民の負担

第1節 下水道使用料

1 下水道使用料の法的根拠

下水道施設を適正に管理し、下水道事業の健全な運営を確保するためには、一定の経費（人件費、動力費、薬品費、施設補修費などの維持管理費及び地方債元利償還費などの資本費）が必要となる。このため、下水道管理者は、下水道の利用者から使用料を徴収している。

下水道は、地方自治法第244条に規定する「公の施設」に該当するものであり、公の施設については、その「利用につき使用料を徴収することができる」とされている（地方自治法第225条）。この「公の施設」の使用料は条例で定めなければならない（地方自治法第228条第1項）ことから、下水道使用料の根拠法令は地方自治法第225条及び第228条に基づく条例ということになる。

また、下水道法第20条第1項においても「公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。」と規定され、公共下水道に地方自治法第225条が適用されることを確認している。

本市の下水道条例（以下「条例」という。）では、第15条第1項で「使用料の徴収」を定めている。

2 排出量の算定

毎使用月において使用者が排除した汚水の量（以下「排出量」という。）は、次のとおり算定する。（条例第16条第2項）

- 1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共有又は共用で使用している場合等において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。
- 2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は使用者の態様を勘案して市長が確認する。
- 3) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、排出量及びその算定の根拠を記載した申告書をその使用月の末日から起算して7日以内に市長に提出しなければならない。この場合において、前2号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案してその排出量を認定するものとする。

3 使用料の算定

使用料の額は、毎使用月の排出量に応じ、次表により算定した額に消費税率を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。

なお、本市の使用料体系は、表9.1に示すように、従量制（基本使用料に従量使用料を加算）及び累進制（使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる使用料体系）を採用している。

表9.1 下水道使用料（条例別表）

区 分	基本使用料（1使用月につき）		超過使用料（1使用月につき）	
	排 水 量	使 用 料	排 出 量	使用料(1立方メートルにつき)
一般用	10立方メートルまで	718円	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	72円
			20立方メートルを超え 40立方メートルまで	87円
			40立方メートルを超え 100立方メートルまで	106円
			100立方メートルを超え 500立方メートルまで	131円
			500立方メートルを超えるもの	160円
公衆浴場用	100立方メートルまで	4,611円	100立方メートルを超えるもの	48円

備考：公衆浴場用とは、普通公衆浴場から排除されるものをいう。

（計算例1）一般用で水道水20m³を使用した場合

$$718円 + 72円 \times 10m^3 = 1,438円（消費税別）$$

（計算例2）一般用で水道水30m³を使用した場合

$$718円 + 72円 \times 10m^3 + 87円 \times 10m^3 = 2,308円（消費税別）$$

4 使用料の収納事務

下水道使用料は、基本的には水道の使用水量に基づいて算定するため、水道料金と同時徴収の方法が合理的である。そのため、水道使用料と同一方法で徴収することとし、その収納事務を小牧市水道事業管理者の権限を有する者に委任している（条例第18条）。

第2節 受益者負担金（分担金）

1 受益者負担金制度の目的及び法的根拠

受益者負担金制度は、特定の事業により著しい利益を受ける者に対して、その利益を受ける限度において、事業費の一部を負担させる制度である。下水道事業においては、昭和36年及び昭和41年に下水道財政研究委員会によりその採用が提言されて以来、多くの都市で採用されており、下水道の整備財源のうち国庫補助金以外の部分は、適正な受益者負担金を徴収することを前提として財政制度が組み立てられている。

公共下水道事業において受益者負担金制度が採用されている理由として、以下の事項が挙げられる。

- 1) 下水道が整備されることにより利益を受ける者の範囲が明確であること
 - 2) 下水道の整備によって特定の地域について環境が改善され、未整備地区に比べて利便性・快適性が著しく向上し、結果として、当該地域の資産価値を増加させること
 - 3) 早期に受益する者に相応の負担を求めることは負担の公平という観点から適当であること
- 受益者負担金を徴収する根拠法令は、都市計画法第75条及びこれに基づく条例である。

都市計画法に基づく受益者負担金が徴収できるのは都市計画事業についてであり、都市計画事業として行われていない特定環境保全公共下水道事業などでは、地方自治法第224条の規定に基づき条例を定め、「分担金」として受益者負担金と同様、下水道整備により著しい利益を受ける者に対して事業費の一部を負担させることができるものと解されている。

本市の公共下水道では、「小牧市下水道事業受益者負担に関する条例」（昭和60年3月30日 条例第15号）（以下「負担金条例」という。）に基づき、受益者負担金及び分担金（以下「負担金」という。）の賦課及び徴収を行っている。

また、農業集落排水事業においても、「小牧市農業集落排水事業受益者分担金に関する条例」（平成10年10月2日 条例第23号）（以下「農集排分担金条例」という。）に基づき、分担金を徴収している。

2 負担金の賦課対象者

下水道又は農業集落排水施設の整備による「受益者」は、これらの排水区域内に存する土地の所有者である。したがって、負担金又は分担金の賦課対象者はその土地の所有者となる。ただし、地上権、質権、使用貸借又は賃貸借による権利の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人が対象者となる。（負担金条例第2条、農集排分担金条例第2条）

受益者（負担金の賦課対象者）の例を以下に示す。

- 1) 自己所有の土地に家を建て居住している場合…………… 土地（家屋）所有者
- 2) 借地に家を建て居住している場合…………… 家屋所有者
- 3) 借家、アパート、間借等の場合…………… 土地（家屋）所有者
- 4) 借地にアパート等を建てている場合…………… 家屋所有者

3 負担金の額

公共下水道の受益者が負担する負担金の額は、次表に示す負担区毎の単位負担金額（1㎡当りの額）に当該受益者が所有又は地上権等を有する土地の地積を乗じて得た額とする。（負担金条例第4条）

$$\text{負担金の額（円）} = \text{土地の面積（㎡）} \times \text{単位負担金額（円/㎡）}$$

表9.2 負担金の単位負担金額

負担区の名称	1平方メートル当りの負担金額
第1負担区	400円
第2負担区	400円
第3負担区	480円
第4負担区	480円
第5負担区	500円
第6負担区	500円
第7負担区	500円
第8負担区	500円
第9負担区	500円
第10負担区	500円
第11負担区	500円

第12負担区	500円
第13負担区	500円

また、農業集落排水事業の分担金の額は、1戸又は1区画当たり296,000円としている。（農集排分担金条例第3条）

4 負担金の納付方法

公共下水道の負担金は、16回に分割して4年度間で納めるものとし、当該各年度におけるそれぞれの納期は、次のとおりとする。ただし、受益者が納期前納付の申出をしたときは、この限りでない。（負担金条例第7条）

また、農業集落排水事業の分担金は、20回に分割して5年度間で納めるものとしている。（農集排分担金条例第4条）

(1) 納期

- 第1期 6月1日から同月30日まで
- 第2期 9月1日から同月30日まで
- 第3期 12月1日から同月25日まで
- 第4期 翌年2月1日から同月末日まで

(2) 納期前納付報奨金

各年度における第1期の納期月に4年度分を一括納付又は1年度分、数年度分をまとめて納付した場合、報奨金を交付する。（「小牧市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則」（以下「負担金条例規則」という。）第6条及び「小牧市農業集落排水事業受益者分担金に関する条例施行規則」（以下「農集排分担金条例規則」という。）第6条）

報奨金交付額は次式で算定する。

$$\text{報奨金交付額} = \text{納期前に納付した期別納付額} \times \frac{0.6}{100} \times \text{納期前に係る月数}$$

5 徴収猶予

次のいずれかに該当する場合、負担金の徴収を猶予することができる。（負担金条例第8条及び負担金条例規則第7条）（農集排分担金条例第5条及び農集排分担金条例規則第7条）

- 1) 受益者が負担金を納付することが困難であり、かつ、土地等の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。（係争地であることなどがこれに該当する。）
- 2) 受益者が災害、盗難その他の事故により、負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。
- 3) その他市長が特に徴収猶予が必要であると認めるとき。

6 減免措置

国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金（分担金）を徴収しない（負担金条例第9条第1項、農集排分担金条例第6条第1項）。

また、公共下水道においては、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減免することができ（負担金条例第9条第2項）、その減免率を各号の区分毎に負担金条例規則第8条第1項

(別表第2)で定めている。

- 1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者
- 2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者
- 3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者
- 4) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者
- 5) 事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者
- 6) その他特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者

農業集落排水事業においても、分担金の減免及びその減免率を農集排分担金条例第6条第2項及び同施行規則第8条第1項(別表第2)で定めている。

● 受益者負担金制度に関するQ & A

Q 1 負担金を賦課しようとする区域内について、地価に差があるのにもかかわらず一律に賦課されるが、不公平ではないか。

A 1 下水道敷設による土地の利用価値や利益は、土地そのものに付加される価値で、土地の値段や使用状況とは関係なく一律に発生する。したがって、下水道敷設により発生する土地の利用価値は地価やその利用形態に関係ない。「同一排水区域内の受益を同一とみなしても不合理でない」という判例もある。

Q 2 都市計画税を払っているのに、なぜ負担金まで払わなければならないのか、と言われたとき、どのように説明すればよいのか。

A 2 都市計画税は都市計画区域のうち、市街化区域内にある土地・家屋の所有者に課せられる目的税である。税金は、地方団体の経費に充てるため一般私人に対して一般的標準に基づいて賦課するもので、下水道事業のような特定事業の経費に充てるため、特定関係者に対してその受益に応じて課する受益者負担金とは性格が異なる。

また、受益の程度と賦課額との対応関係が密接である点や対象が受益者に限定されている点で都市計画税のような目的税とは異なる。

したがって、都市計画税との二重課税という問題や税と負担金の併課にもあたらない。下水道事業という特定の事業により特別の利益を受ける住民が、応分の負担をするのは全体の負担の公平の観点からも妥当である。

Q 3 公簿上の地積と実際の地積が違う場合はどうすればよいのか。

A 3 原則として公簿上の地積によって賦課する。公簿と実面積に差異がある場合は、法務局への地積訂正の手続きが必要となる。地積訂正の手続きができない事情等がある場合には、登記することを条件に土地測量士の実施した地積図や建築確認の地積により申請することもある。

著しい差異がある場合は実測する場合もある。

Q 4 受益者から申告書の提出がなかったものに関する認定について、条例や規則に認定の規定を設けることはできるか。

A 4 多くの市町村の受益者負担金条例等には、不申告等の取扱いについて「市長は、この規則に規定する申告すべき事項について申告のないとき。又はその内容が事実と異なると認めるときは、申告によらないで認定することができる。」等の規定がある。

受益者負担金は納付を確定する方法として、申告納付方式ではなく賦課徴収方式を採用している。その場合、規則において規定する「申告書」は受益者や納付額を確定させるための参考資料に過ぎない。したがって、条例等において「申告のない場合には市長が認定する」と規定することができる。

Q 5 当初賦課時点では減免事由がなかったが、納付後に減免事由が発生した場合、負担金の返還請求権は成立するか？

A 5 受益者負担金の賦課については、賦課時点での状況に基づき、減免、徴収猶予等の措置をとることが原則である。当初の賦課時点では減免事由がなく、後に減免事由が発生したことになるので、すでに納付した受益者負担金を返還する必要はない。

Q 6 受益者が変わったときはどうするか。

A 6 一般に条例では「負担金を賦課しようとする区域を公示した日の後、受益者の変更があった場合において、当該変更にかかる当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を継承するものとする。」と規定されている。

したがって、条例に規定する手続きが行われた場合は、新たに受益者となった人が負担金を納めることになる。受益者変更の手続きがなかった場合は、最初に賦課した人が納める。

「下水道使用料・受益者負担金(分担金)徴収事務の手引き」
(平成 21 年 6 月、社団法人 日本下水道協会)、
「第 4 編 徴収事務及び滞納整理事務に関する Q&A」より引用